

南アフリカ
意匠法

1997年第38号知的所有権法改正法により改正された1993年第195号

目次

- 第1条 定義
- 第2条 法律の適用
- 第3条 国家は拘束を受ける
- 第4条 意匠庁の継続
- 第5条 意匠庁の印章
- 第6条 意匠登録官
- 第7条 意匠登録簿
- 第8条 登録簿の閲覧
- 第9条 登録官は請求に応じて登録簿の情報を提供する
- 第10条 公報での公告
- 第11条 登録官の権限
- 第12条 登録官による裁量権の行使
- 第13条 代理
- 第14条 登録出願
- 第15条 意匠の登録
- 第16条 出願の拒絶
- 第17条 所有者の認識又は同意なしの開示
- 第18条 登録証
- 第19条 公衆による閲覧
- 第20条 意匠登録の効果
- 第21条 権利濫用の場合の強制ライセンス
- 第22条 登録期間
- 第23条 失効した登録の回復
- 第24条 回復から生じる補償
- 第25条 登録意匠の共有
- 第26条 誤記の訂正及び書類の補正
- 第27条 意匠登録出願及び意匠登録の補正
- 第28条 登録簿の更正
- 第29条 法の適用による譲渡及び移転
- 第30条 登録意匠に係る権利の譲渡及び差押又は抵当権設定
- 第31条 意匠登録取消の申請理由
- 第32条 複数の意匠を包含する登録
- 第33条 所有者は、詐欺を理由とする取消の後、一定の状況において再び意匠を登録することができる
- 第34条 登録意匠の自発的権利放棄
- 第35条 侵害に係る訴訟手続

- 第 36 条 非侵害の宣言
- 第 37 条 侵害に係る訴訟手続をもってする理由のない脅迫に対する救済
- 第 38 条 条約国の船舶、航空機及び陸上車両に関する特則
- 第 39 条 登録簿は証拠である
- 第 40 条 登録官の証明書は一応の証拠である
- 第 41 条 有効性の認証
- 第 42 条 裁判所への上訴
- 第 43 条 条約国についての布告
- 第 44 条 保護を求める出願が条約国で行われた意匠登録
- 第 45 条 一定の場合における出願期間の延長
- 第 46 条 大臣は一定の状況の下で意匠の秘密を守ることを要求することができる
- 第 47 条 登録簿への虚偽の記載、又は虚偽の記載若しくは写しの作成、提出若しくは提供に対する罰則
- 第 48 条 登録官又は職員を欺き又はこれに影響を及ぼす目的での虚偽の陳述に対する罰則
- 第 49 条 一定の虚偽の表示に対する罰則
- 第 50 条 書類の郵送
- 第 51 条 送達宛先
- 第 52 条 期間の計算
- 第 53 条 手続における不備の容赦又は訂正
- 第 54 条 規則
- 第 55 条 法律の廃止
- 第 56 条 略称及び施行

第1条 定義

(1) 本法において、文脈上他を意味しない限り、

「美的意匠」とは、物品に応用する意匠であって、物品の模様、形状、輪郭若しくは装飾の何れかに係るものであるか又はこれらの目的の2以上に係るものであるかを問わず、また、如何なる方法によって応用されているかを問わず、その美的特質に拘りなく、視覚に訴え、かつ、視覚でのみ評価される特徴を有するものをいう。

「代理人」とは、1978年特許法(1978年法律第57号)第20条にいう特許代理人又は弁護士をいう。

「出願人」には、死亡した出願人又は法的無能力者である出願人の法律上の代表者が含まれる。

「物品」とは、製造物品をいい、かつ、別個に製造されている場合、製造物品の一部を含む。

「譲受人」には譲受人の人格代表者が含まれ、かつ、何人かの譲受人への言及は、当該人の人格代表者の譲受人への言及を含むものと解する。

「条約国」とは、その国又は国家群が本法の適用上の条約国又は条約国家群であるということを宣言する第43条に基づく布告が有効である国又は国家群をいう。

「裁判所」とは、ある事項に関して、当該事項に係る管轄権を有する南アフリカ最高裁判所の部門をいう。

「出願日」とは、次をいう。

(a) 第44条に基づいて行われる出願に関して、関連意匠に係る出願が関係条約国に提出された日、及び

(b) その他の出願に関して、意匠庁に出願された日

「意匠」とは、美的意匠又は機能的意匠をいう。

「意匠庁」とは、第4条にいう意匠庁をいう。

「機能的意匠」とは、物品に応用される意匠であって、その模様、形状若しくは輪郭の何れかに係るものであるか又はこれらの目的の2以上に係るものであるかを問わず、かつ、如何なる方法によって応用されているかを問わず、当該意匠が応用される物品が果たす機能によって必要とされる特徴を有するものであり、集積回路の回路配置、マスクワーク及び連続マスクワークを含む。

「集積回路」とは、電氣的、電磁的又は光学的要素及び回路要素を含む最終又は中間形態の物品であって、電氣的又は光学的機能を果たすことができ、かつ、その中で電氣的、電磁的又は光学的要素及び回路要素の少なくとも一部が半導体物質においてあらかじめ決定された回路配置に従って総体的に形成されたものをいう。

「集積回路の回路配置」とは、集積回路の電氣的、電磁的又は光学的要素及び回路要素の3次元配置の模様、形状又は輪郭から成る機能的意匠をいう。

「公報」とは、1978年特許法(1978年法律第57号)第14条に基づいて刊行される特許公報をいう。

「マスクワーク」とは、固定化又は記号化された画像の模様から成り、集積回路の少なくとも一部を有するか又は表わす機能的意匠をいう。

「大臣」とは、通商産業大臣をいう。

「人格代表者」----(「人格代表者」の定義は、1997年法律第38号第69条により削除)

「所定の」とは、規則により定められていることをいう。

「所有者」とは、意匠に関して、次の何れかをいう。

- (a) 意匠の創作者、又は
- (b) 意匠の創作者が他人のために仕事を実行する場合は、その仕事を実行してもらう当該他人、又は
- (c) ある者又は雇用されて行動するその者の従業者が、合意に基づいて他人のために意匠を作る場合は、当該他人、又は
- (d) 意匠の所有権が他人に移転した場合は、当該他人

「登録簿」とは、第 7 条に基づいて意匠庁に備えられる意匠の登録簿をいう。

「登録所有者」とは、その名称が登録の時点で意匠の所有者として登録簿に登録される者をいう。

「登録官」とは、第 6 条に基づいて任命されたか又は任命されたとみなされる意匠登録官をいう。

「規則」とは、本法に基づいて定められる規則をいう。

意匠に関する「公表日」とは、所有者又は前権利者の同意を得て、意匠が(共和国その他の場所で)最初に公衆の利用に供された日をいう。

「連続マスクワーク」とは、関連するマスクワーク群であって、全体として集積回路の電氣的、電磁的又は光学的要素及び回路要素の 3 次元配置を示すものをいう。

「廃止法」とは、1967 年意匠法(1967 年法律第 57 号)をいう。

「本法」には、規則が含まれる。

(2) 本法における物品というときは、文脈に従い、次の何れかをいうものとみなす。

- (a) 組物
- (b) 組物を構成する各物品
- (c) 組物及び当該組物を構成する各物品の双方

(3) 本法の適用上、「組物」とは、通常一緒に販売され又は一緒に使用される同じ一般的性格を有する複数の物品であって、同じ意匠、又は当該物品の性格を変更する程度には至らない若しくは同一性に実質的な影響を及ぼさない程度の修正若しくは変化を施した同じ意匠が各個別の物品に応用されているものをいう。ただし、連続マスクワークは、組物ではない。

(4) 本法に基づいて生じる複数の物品が組物を構成するか否かの問題は、登録官が決定する。

第 2 条 法律の適用

(1) 本法の規定は、本法施行日の前又は後の何れに登録されたかを問わず、すべての登録意匠について適用する。

ただし、施行前に行われた出願に基づいて登録された意匠は、廃止法に基づけば廃止の理由になり得た理由に基づく場合以外には取り消されない。

(2) 廃止法に基づいて開始されたすべての出願及び手続は、同法が廃止されていないものとして同法の規定に基づいて処理する。

第 3 条 国家は拘束を受ける

登録意匠は、すべての点において、人に対して有する効果と同じ効果を国家に対しても有する。

第4条 意匠庁の継続

廃止法第2条により設置された意匠庁は存続する。

第5条 意匠庁の印章

意匠庁に印章を備えるものとし、その印影は、裁判上認められる。

第6条 意匠登録官

(1) 大臣は、公務に適用される法律に従うことを条件として、意匠登録官を任命する。意匠登録官は、本法により登録官に与えられた権限を行使し、かつ、職務を遂行し、また、大臣の指示に従うことを条件として意匠庁を主として監督する。

(2) 大臣は、1以上の意匠副登録官を同様に任命する。意匠副登録官は、登録官の監督に従うことを条件として、本法により登録官に与えられたすべての権限を有し、かつ、これらの者のうち上級の者は、登録官が何らかの理由で職務を遂行できない場合は、その職務を臨時に代行する。

(3) 廃止法第3条に基づいて任命された意匠登録官及び意匠副登録官は、本条に基づいて任命されたものとみなす。

(4) 本法により与えられた権限又は職務は、登録官自らが、又は登録官の委任に基づいて若しくは登録官の監督若しくは指示に基づいて行動する職員が行使し又は遂行することができる。

第7条 意匠登録簿

(1) 意匠庁には、次を登録する登録簿を置く。

(a) 意匠登録出願人及び登録が付与された者の名称及び宛先(住所)並びに当該意匠の主題に基づく分類、及び

(b) 定められるその他の事項

(2) 登録意匠又は意匠登録出願に影響を及ぼすすべての証書、契約、ライセンスその他の書類で登録簿に記録することが義務付けられているものの写しは、意匠庁に提出するための所定の方法で登録官に提出する。

(3) 登録官は、(1)に基づいて登録簿に登録された事項に関する所定の索引を意匠庁において維持する。

(4) 廃止法第9条(1)に基づいて備えられた登録簿は、本条に基づいて備えられる登録簿に統合されてその一部となり、かつ、廃止法第9条に基づいて登録官に提出された証書、契約、ライセンスその他の書類のすべての写しは、(2)に基づいて登録官に提出されたものとみなす。

(5) 登録簿は、美的意匠に関するA部と機能的意匠に関するF部とから構成される。

(6) 既存の登録簿は、登録簿のA部の一部を構成するものとみなす。

第8条 登録簿の閲覧

(1) 本法の規定に従うことを条件として、登録簿又は意匠庁に提出された書類は、所定の手数料を納付することにより、所定の時間内に公衆の閲覧に供される。

(2) (1)により付与される閲覧の権利には、機械的手段により登録簿若しくは(1)にいう書類の

写しをとり又はこれから抜粋する権利は含まれない。ただし、登録官の管理を超える状況により、第9条の規定により請求される書類の写しを不当な遅延なしには提供できない場合は、登録官は、機械的手段によりこのような写しをとることを許可することができる。

第9条 登録官は請求に応じて登録簿の情報を提供する

登録官は、何人かの請求があり、所定の手数料が納付されたときは、意匠庁に提出された書類であって公衆の閲覧に供されるもの若しくは登録簿の詳細事項の写しを交付し、又はこれらに係る証明書を交付するものとする。

第10条 公報での公告

登録官は、公報における公告を手配し、そこに、自己が望ましいと考える意匠に係る詳細又は本法に基づき公報において公告しなければならない意匠に係る詳細を公告する。

第11条 登録官の権限

(1) 登録官は、本法の適用上、次を行うことができる。

(a) 証拠を受理し、宣誓供述書又は口頭宣誓により証させるべきであるか否か、又はどの程度まで証させるべきかを決定すること

(b) 自己の下での手続の当事者に対して費用を裁定すること、及び

(c) 裁定された費用を所定の料金表に基づいて賦課すること。ただし、当該裁定及び賦課は、裁判所の再審理に付すことができる。

(2) 裁定及び賦課される費用の納付は、それらが民事手続において南アフリカ最高裁判所トランスバール地方支部の裁判官によって裁定された費用と同一の方法で執行することができる。

第12条 登録官による裁量権の行使

(1) 本法により登録官に裁量権が与えられた場合、登録官は、(登録官が定める期間内に出願人、異議申立人又は登録簿によれば利害関係人であると思われるその他の者によりそのように請求されたときは)出願人、異議申立人又は利害関係人に聴聞を受ける機会を与えることなしに、この権限を出願人、異議申立人又は利害関係人に不利になるように行使してはならない。

(2) 本法により、遂行されるべき行為又は行われるべき事柄を行う期間が定められる場合は、登録官は、別段の明示の規定がなければ、その期間満了の前又は後に期間を延長することができる。

第13条 代理

何人も、本法に基づく事項又は手続に関して、その者の代理として行動する代理人によって代理される権利を有する。

第14条 登録出願

(1) 意匠の所有者は、その意匠が次のときは、所定の方法で所定の手数料を納付して、当該意匠の登録を出願することができる。

- (a) 美的意匠の場合,
 - (i) 新規であり、かつ
 - (ii) 独創的であるとき
 - (b) 機能的意匠の場合,
 - (i) 新規であり、かつ
 - (ii) 当該技術分野において陳腐でないとき
- (2) 意匠は、その登録出願日又は公表日の何れか早い方の直前に技術水準と異なり又はその一部となっていない場合は、新規であるとみなされる。ただし、その公表日の方が早い場合、当該意匠の登録出願が次の期間内になされなかったときは、新規であるとはみなされない。
- (a) 集積回路の回路配置、マスクワーク又は連続マスクワークの場合は、公表日から 2 年以内、又は
 - (b) その他の意匠の場合は、公表日から 6 月以内
- ((2)は、1997 年の法律第 38 号第 70 条(a)により改正された。)
- (3) 技術水準は次から成る。
- (a) 書面による説明、使用又はその他の方法で(共和国内か又はその他の場所かを問わず)公衆の利用に供されたすべての事項
 - (b) 共和国又は場合により条約国における出願日が(2)にいう出願日又は公表日より早い出願であって、
 - (i) 共和国内において意匠の登録を求めたもの、又は
 - (ii) 第 44 条の規定に従ってその後共和国内で登録されることになった意匠の登録を条約国において求めたもの、に記載されるすべての事項
- ((b)は、1997 年の法律第 38 号第 70 条(b)により、代わりの規定として設けられた。)
- (4) 工業的方法により量産することを意図していない物品の意匠は、本法に基づき登録することができない。
- (5)(a) 物品が果たすよう意図された機能によつてのみ必要とされる物品の特徴、又は
- (b) 構造の方法若しくは原理は、
- 当該特徴、方法又は原理についての本法に基づく権利を美的意匠の登録所有者に与えるものではない。
- (6) 機械、車両又は設備の予備部品の性質を有する物品の場合、当該物品の模様、形状又は輪郭の特徴は、当該特徴についての本法に基づく権利を当該物品の何れかに適用される機能的意匠の登録所有者に与えるものではない。
- (7) 意匠の共同所有者は、均等な非分割持分での意匠登録を出願することができる。ただし、これとは別段の合意がある場合はこの限りでない。

第 15 条 意匠の登録

- (1) 登録官は、意匠登録出願を所定の方法で審査し、それが本法の要件に合致している場合において、それが美的意匠であるときは登録簿の A 部に登録し、また、それが機能的意匠であるときは、登録簿の F 部に登録する。
- (2) 意匠は、登録される場合、出願日をもって登録される。
- (3) 同一の意匠を登録簿の A 部及び F 部の双方に登録することができる。

(4) 同一の意匠を 1 以上のクラスで登録することができ、当該意匠が登録されるべきクラスについて疑義がある場合は、登録官がクラスを決定する。

(5) 意匠登録出願が行われ又は意匠が登録され、かつ、当該意匠若しくはその一部を登録簿の同じ部又は他の部及び同じクラス若しくは 1 以上のその他のクラスに登録するために同一出願人が更に出願を行う場合は、当該更なる出願は、当該意匠が次のようなものであるとの理由では無効にされない。

(a) 当該意匠が以前の出願又は登録の主題を構成しているとの理由のみにより、

(i) 美的意匠の場合、新規かつ独創的でないこと

(ii) 機能的意匠の場合、新規性がなくかつ当該技術において陳腐であること

(b) 当該意匠が当該出願又は登録が提出されたのと同じクラスの物品に応用されたとの根拠のみにより、以前公衆の利用に供されたこと

((5)は、1997 年法律第 38 号第 71 条により、追加された。)

第 16 条 出願の拒絶

出願が所定の方法で行われなかったと登録官が考える場合、登録官は、その出願を拒絶するものとする。

第 17 条 所有者の認識又は同意なしの開示

意匠の登録は、当該意匠が公表日の前に開示され、使用され又は知られていたとの根拠のみによっては無効とならない。ただし、このことは、所有者が、自己の認識若しくは同意なしにかかる知得がなされ又はかかる開示若しくは使用が行われたこと、知得若しくは開示若しくは使用された事項が自己から得られたこと及び自己は当該開示、使用又は知得について認識してから相当の注意をもってその意匠について保護を出願してこれを得たことを証明する場合に限る。

第 18 条 登録証

登録官は、第 15 条(1)に基づき意匠が登録された後できる限り速やかに、次を行う。

(a) 登録証を出願人に交付すること

(b) 当該登録の通知を所定の方式で公報において公告させること及び当該公告に加えて登録証を登録所有者に交付すること

(第 18 条は、1997 年法律第 38 号第 72 条により、代替りの規定として設けられた。)

第 19 条 公衆による閲覧

第 18 条の公告の後、登録簿への登録、出願及びその裏付のために提出したすべての書類は、所定の手数料の納付があったとき、意匠庁において公衆の閲覧に供される。

第 20 条 意匠登録の効果

(1) 意匠登録の効果は、本法の規定に従うことを条件として、登録期間内、意匠が登録されたクラスに含まれる物品であって登録意匠又は登録意匠と実質的に相違しない意匠を実施するものを製造、輸入、使用又は処分することから他人を排除する権利を共和国内の登録所有者に付与し、その結果、当該所有者が、登録を根拠として生じるすべての利益を享受するこ

とである。

(2) 登録意匠を具体化する物品が登録所有者又はその実施権者又はこれらの代理により処分される場合は、当該物品を使用及び処分する権利は購入者に与えられる。

(3) (1)に拘りなく、集積回路の回路配置の形での登録意匠の登録所有者の権利は、次の者によつては侵害されない。

(a) 私的な目的で又は評価、分析、研究若しくは教授のみの目的で、登録意匠又は登録意匠と実質的に相違しない意匠を具体化する物品を製造する者

(b) 違法に作り出された登録意匠を具体化する集積回路又はこのような集積回路を組み入れた物品を輸入又は処分する者であつて、当該集積回路又は物品の取得時にその者は当該集積回路又は物品が違法に作り出された登録意匠を具体化していたことを知らなかった又は知るべき合理的な理由がなかったことを証明するもの。ただし、当該登録意匠が違法に作り出されたとの十分な報知を当該人が受けた場合、当該人は、このような集積回路又は物品の在庫を処分することができるが、当該登録意匠に関して実施権者又は再実施権者により支払われたであろう相応のロイヤルティに基づいて計算される額を登録所有者に支払わなければならない。

((3)は、1997年法律第38号第73条により、追加された。)

第21条 権利濫用の場合の強制ライセンス

(1) 登録意匠の権利が濫用されていることを証明することができる利害関係人は、登録意匠に関する強制ライセンスの付与を所定の方法で裁判所に申請することができる。

(2) 登録意匠の権利は、次の何れかの場合に、濫用されているものとみなす。

(a) 登録意匠を実施した物品が、登録日後共和国内で商業的規模又は十分な程度で公衆に利用可能でなく、かつ、裁判所の意見ではそのことについて満足できる理由がない場合

(b) 登録意匠を具体化した物品の共和国内における商業的規模又は十分な程度での利用可能性が当該物品の輸入により妨げられ又は妨害されている場合

(c) 登録意匠を具体化した物品に対する共和国における需要が十分な程度にかつ合理的な条件で満たされていない場合

(d) 合理的条件でのライセンスの付与を登録所有者が拒絶したことが理由となつて、共和国の商取引、工業若しくは農業、共和国内で取引を行う者若しくはかかる者の集団の商取引又は共和国における新規の商取引若しくは工業の確立が損なわれている場合であつて、ライセンスを付与することが公共の利益であるとき

(e) 登録意匠を具体化する物品に対する共和国における需要が輸入により満たされており、かつ、登録所有者又は当該物品に係る実施権者若しくは代理人が課する価格が、当該物品が登録所有者又はその前権利者若しくは権利承継人からのライセンスに基づいて製造されている諸国で課される価格に比較して過大である場合

(3) 登録所有者又は登録簿に基づき登録意匠に利害関係があると認められるその他の者は、所定の方法により当該申請に異議を申し立てることができる。

(4)(a) 裁判所は、登録意匠を具体化する物品を実施権者が共和国に輸入することを禁止する条件を含めた適切とみなす条件で、ライセンス申請人に対するライセンスの付与を命じることができる。

(b) 裁判所は、ライセンス付与を指示する命令が正当でないと考えられる場合は、申請を拒絶す

ることができる。

(5) 確証されたと裁判所が認める唯一の濫用が(2)(a)に記載するものである場合は、付与されるライセンスは非排他的ライセンスであり、かつ、当該ライセンスに基づく権利が関連して行使された事業又はかかる事業の一部が移転された者に対する場合を除き移転することができない。

(6) その他のすべての場合、裁判所は、当該事件のすべての状況を考慮して、正当であると認めるときは排他的ライセンスを付与することができ、かつ、裁判所は、その目的で、適切と認める条件を付して、現行のライセンスを取り消すことができる。

(7) 裁判所は、ライセンス付与条件を決定する際、実施権者が負う危険、登録所有者又はその前権利者が行う研究開発及び登録意匠に関してライセンス契約を任意に締結する者の間の類似のライセンス契約に通常規定される条件を含めて関連するすべての事実を考慮に入れる。

(8) 本条に基づく裁判所の命令は、確証されたと裁判所が認める濫用を回避する目的で発出する。

(9) 裁判所は、本条に基づいて付与されたライセンスを修正し又は取り消すことができる。

(10) 本条に基づく実施権者は、(11)の規定及びライセンスに付記される条件に従うことを前提として、登録意匠に基づく他の実施権者と同一の権利及び義務を有する。

(11) 本条に基づく排他的実施権者は、ライセンスに付記される条件に従うことを前提として、登録所有者であるものとして、当該意匠の侵害を防止しかつ侵害の結果としての損害賠償を支払わせるのに必要な訴訟手続を提起することができる。ただし、次を条件とする。

(a) 登録所有者が当事者として当該訴訟手続に参加すること

(b) 登録所有者が共同原告又は共同被告として訴訟手続に参加することができること

(c) 登録所有者は、訴訟手続に出頭して参加しない限り、当該訴訟手続に関連する費用を負担しないこと

(12) (11)の規定に拘りなく、自己の意匠が本条に基づく排他的ライセンスの主題となっている登録所有者は、侵害を防止しかつ侵害の結果としての損害賠償を支払わせるのに必要な訴訟を提起することができる。ただし、次を条件とする。

(a) 排他的実施権者が当事者として当該訴訟手続に参加すること

(b) 排他的実施権者が共同原告又は共同被告として訴訟手続に参加できること

(c) 排他的実施権者は、訴訟手続に出頭して参加しない限り、当該訴訟手続に関連する費用を負担しないこと

(13)(a) 裁判所は、(4)(a)に基づくライセンスの付与を命じる場合は、関係する申請人若しくは登録所有者又は関連申請に異議を申し立てる者に対して費用を裁定することができる。

(b) 裁判所は、そのように費用を裁定する場合、特に次を考慮に入れる。

(i) 裁判所が確証されたと認める濫用の性質及び程度

(ii) 本条に基づくライセンスの申請が、関係登録所有者が合理的な条件で自発的ライセンスを申請人に付与することにより回避された可能性があったか否か

(14) (1)に基づいて強制ライセンスの付与を求める申請が行われた登録意匠が集積回路の回路配置、マスクワーク又は連続マスクワークである場合は、

(a) (2)(b)、(5)、(6)、(11)及び(12)は適用されない。

(b) 裁判所は、(4)に規定するところによりライセンスの付与の可否を決定する際、当該申請をその実体に基づいて検討する。

(c) (4)に基づいて当該申請に付与されるライセンスには、当該ライセンスは、実施権者の正当な利害に適切な保護が与えられることを条件として、付与の基礎となった状況が消滅し、かつ、裁判所の意見では再び生じる見込みが小さい場合は、登録意匠の登録所有者による申請に基づき終了する旨の規定を含めるものとする。

(d) (4)に基づいて当該申請に付与されるライセンスは非排他的なものであり、かつ、当該ライセンスに基づく権利が関連して行使された事業又はかかる事業の一部が移転された者に対する場合を除き移転することができない。

((14)は、1997年法律第38号第74条により、追加された。)

第22条 登録期間

(1) 登録期間は、

(a) 美的意匠については15年とし、

(b) 機能的意匠については10年とし、

所定の更新料の納付を条件として、その登録日又は公表日の何れか早い方から起算するものとする。

(2) 意匠登録は、所定の更新料が所定の期間内に納付されない場合、当該期間の終了時に失効する。ただし、登録官は、申請によりかつ定められる追加手数料の納付を条件として、当該手数料の納付期間を6月以内の期間延長することができる。

第23条 失効した登録の回復

(1) 本法の施行後、所定の期間内に又は第22条(2)にいう延長期間内に所定の更新料の納付がなく意匠の登録が失効した場合は、登録所有者は、所定の方法で、かつ、所定の手数料を納付して、当該登録の回復を登録官に申請することができる。

((1)は、1997年の法律第38号第75条により、代替りの規定として設けられた。)

(2) 所定の更新料の不納が故意でなくかつ申請に不当な遅延が生じていないことを登録官が納得した場合は、登録官は当該申請を所定の方法で公示するものとし、かつ、それに応じて何人(以下本条において「異議申立人」という。)も、定められる期間内に、当該登録の回復に対する異議申立の通知を所定の方法により行うことができる。

(3) 当該回復に異議が申し立てられない場合は、登録官は、(5)の規定に従うことを条件として、当該登録を回復する命令を発出し又は申請を却下することができる。

(4) 異議申立の通知があった場合は、登録官は、申請人及び異議申立人を聴聞した後、その件に決定を下し、当該登録を回復する命令を発出し又は申請を却下する。

(5) 意匠の登録を回復する命令は、命令の日に未納付になっている所定の手数料の納付を条件として発出する。

第24条 回復から生じる補償

(1) 第23条に基づいて意匠の登録が回復された場合、当該登録の失効とその回復との間の期間に登録意匠を実施する物品の製造又は処分を行う目的で資金、時間又は労力を費やした者は、費やされた資金、時間及び労力に係る補償を所定の方法により裁判所に申請することができる。

(2) 裁判所は、関係当事者を審理した後、申請が認められるべきであると考えられる場合は、当

該補償の額を査定し、かつ、当該補償が支払われるべき期間を決定することができる。

(3) (2)に基づいて査定された金額は、債務又は損害賠償として支払われるものではないが、裁判所が定めた期間内に支払われない場合は、意匠の登録は失効する。

第 25 条 登録意匠の共有

(1) 意匠の登録が複数の者に共同で付与される場合は、各人は、別段の合意がないときは、登録意匠について均等な非分割持分を有する。

(2) 共同登録所有者は、別段の合意がなく、かつ、他の共同登録所有者の同意もないときは、(4)及び(6)の規定に従うことを条件として、次の権利を有さない。

(a) 第 20 条にいう登録所有者に排他的に留保される行為を行うこと

(b) ライセンスを付与すること又は登録意匠に対する自己の持分の全部若しくは一部を譲渡すること

(c) 登録意匠に関して何れかの措置をとり又は手続を提起すること

ただし、納付すべき更新料を他の共同登録所有者の関与なしに納付することができる。

(3) 登録意匠又は登録意匠と実質的に相違しない意匠を具体化する物品が共同登録所有者により処分される場合は、取得者又は取得者を介して請求権を主張する者は、当該物品が登録所有者により共同で処分されたものとして当該物品を扱うことができる。

(4) 何れの共同登録所有者も侵害に係る訴訟を提起することができ、それについて他のすべての共同登録所有者に通知するものとし、また、他の何れの共同登録所有者も共同原告として参加しかつ侵害の結果被った損害に係る損害賠償を得ることができる。

(5) (4)に基づく訴訟においてある原告に損害賠償が裁定される場合は、損害賠償は、当該原告が単独の登録所有者であるものとして裁定され、被告は、当該侵害に関して他の共同登録所有者に補償を行う義務を負わない。

(6) 登録意匠についての権利、登録意匠に関する訴訟の提起又は登録意匠の処分の方法に関して共同登録所有者の間に紛争が生じる場合は、何れの共同登録所有者も、紛争事項について判断を下すよう裁判所に申請することができる。

(7) 裁判所は、(6)に基づく申請を検討するに際し、共同登録所有者として留まる義務を負わない共同登録所有者が共同登録所有者として留まることができず又は留まる意思がないと判断する場合は、当該人に対し、その権利を留まることができかつ留まる意思がある他の共同登録所有者に譲渡するよう命じることができる。ただし、裁判所が正当かつ衡平と認める場合、裁判所は、自己の権利を譲渡するよう命じられる共同登録所有者に対する補償の支払を命じることができる。

(8) 裁判所は、(6)に基づく申請を検討する際、登録意匠の維持及び実施に資するように紛争を解決するものとする。ただし、これとは別段の根拠が十分にあると考えられる場合はこの限りでない。

第 26 条 誤記の訂正及び書類の補正

(1) 登録官又は裁判所は、次を認めることができる。

(a) 登録証、意匠登録出願若しくは当該出願に伴って提出される書類又は登録簿における誤記又は翻訳の誤りの訂正

(b) 補正について本法に明文の規定がない書類の補正

(2) 所定の手数料を付した書面での請求により又はかかる請求なしに、本条に基づいて訂正を行うことができる。

(3) かかる請求によらずに訂正を企図する場合は、登録官は、登録所有者若しくは場合に依りて意匠登録出願人、又は関係があると考えられるその他の者にそのことについて通知し、かつ、訂正が行われる前に当該人に聴聞の機会を与えるものとする。

(4) 訂正が請求され、この訂正が請求の対象である書類の範囲を実質的に変えるであろうと登録官が考え、かつ、当該書類が公衆の閲覧に供される場合は、登録官は、請求の通知が公報において公告されること及び自己が必要と認める者に送達することを要求することができる。

((4)は、1997年の法律第38号第76条により、代わりの規定として設けられた。)

(5) 登録官がかかる通知の公告及び送達を要求しなかった場合、又は公告及び送達が行われたがかかる訂正に対して異議申立がない場合は、登録官は、その件について決定を下すか又は後者の場合裁判所に付託することができ、裁判所は、自ら適切と認めるように決定を下すものとする。

((5)は、1997年の法律第38号第76条により、代わりの規定として設けられた。)

(6) 当該通知の公告及び送達が行われた場合、何人も、(2)にいう請求に対し、所定の期間内に所定の方法により異議を申し立てることができ、その際は、裁判所は、自ら適切と認めるようにその件を処理する。

第27条 意匠登録出願及び意匠登録の補正

(1) 意匠登録出願人又は意匠登録所有者は、いつでも所定の方法により、意匠登録出願又は場合に依りて意匠登録の補正を登録官に申請することができ、かつ、申請を行うに際しては、予定する補正の内容を記載し、補正に係る詳細な理由を示さなければならない。

(2) 補正申請は所定の方法により公示される。

(3)(a) 補正されるべき意匠登録が公衆の閲覧に供される場合は、何人も、所定の期間内に所定の方法により、当該意匠登録補正の申請に異議を申し立てることができる。また

((a)は、1997年の法律第38号第77条(a)により、代わりの規定として設けられた。)

(b) 裁判所は、所定の方法により当該異議申立に対処し、かつ、当該補正を認めるべきか否か、条件付で認める場合は如何なる条件を付すべきかを決定する。

(4) (3)(a)にいう申請に異議を申し立てる者がいない場合は、登録官は、当該補正を認めるべきか否か、条件付で認める場合は如何なる条件を付すべきかを決定することができる。

(5) 意匠登録出願又は意匠登録の補正は、それが誤記の訂正を含む訂正によるものである場合に認めることができる。

(6)(a) 次の何れの場合も、意匠登録出願又は意匠登録の補正は認められない。

(i) 補正が、新しい事項又は補正前に意匠登録出願若しくは意匠登録において実質的に開示されていない事項を導入する効果を有する場合、又は

(ii) 補正された意匠登録が、以前書類において開示された事項に適正に基づいていない事項を含むことになる場合

(b) 次の何れの場合も、意匠登録の補正は認められない。

(i) 補正が、廃止法に基づく登録をA部登録からF部登録に変更する効果を有する場合、又は

(ii) 補正後の登録の範囲が補正前の範囲より広がる場合

((6)は、1997年の法律第38号第77条(b)により、代わりの規定として設けられた。)

(7) 本条の規定に違反して行われた補正は、裁判所により認められた補正を除いては、いつでも申請により裁判所が無効にすることができる。

(8) 本法施行後に行われる意匠登録出願は、A部出願からF部出願に、又はその逆に補正することができるが、当該補正後はできない。

第28条 登録簿の更正

登録官は、登録簿の記載事項の記入、補正又は削除により登録簿の更正を命じることができ、かつ、かかる命令は、所定の方法による請求によるか、又は請求なしでも行うことができる。ただし、登録官が請求なしで命令しようとする場合は、登録官は、意匠登録出願人又は場合に応じて登録所有者、及び関係を有すると考えられる者に対しかかる意図を通知し、かつ、かかる出願人、登録所有者その他の者に命令発出前に聴聞を受ける機会を与えるものとする。

第29条 法の適用による譲渡及び移転

(1) 意匠登録出願人又は登録所有者に与えられた権利は、法の適用により、譲渡し、移転させることができる。

(2) 雇用契約における次のような何れの条件も無効とする。

(a) 従業者がその雇用の過程以外で考案した意匠を使用者に譲渡することを従業者に義務付けるもの

(b) 雇用契約終了後1年を超える時に従業者が考案した意匠に係る従業者の権利を制限するもの

第30条 登録意匠に係る権利の譲渡及び差押又は抵当権設定

(1)(a) 意匠登録出願人又は登録所有者は、出願又は意匠に係る自己の権利を他人に譲渡することができるが、かつ、当該譲渡は、書面によらなければ有効とならない。

(b) 登録官に対する所定の方法による申請及び所定の手数料の納付があった場合は、当該譲渡は、登録簿に登録される。

(c) 当該譲渡が登録簿に登録されない場合は、当事者間を除いては有効とならない。

(2) 登録意匠又は意匠登録出願は、所定の方法により関連する強制執行令状又は差押命令を登録簿に登録することにより差し押さえることができる。

(3) 差押の解除に際しては、当該令状又は命令を登録簿に登録させた者は、当該登録を削除させるものとする。ただし、他の如何なる利害関係人も、当該登録が削除されるよう登録官に申請することができる。

(4) 差押は、(2)に基づく登録の日から3年の期間が満了したときに失効する。ただし、この期間内に更新された場合はこの限りでない。

(5) 登録意匠又は意匠登録出願に係る抵当権設定は、所定の方法による申請により登録することができる。

(6) 本条に基づく差押又は抵当権設定の登録の後には、登録所有者又は意匠登録出願人は、差し押さえられ又は抵当権が設定された登録意匠又は意匠登録出願を譲渡し若しくはこれに担保を設定してはならず、また、当該登録意匠についてライセンスを付与してはならない。た

だし、当該差押又は抵当権設定は、第 21 条に基づくライセンスの付与に影響を及ぼさない。

第 31 条 意匠登録取消の申請理由

(1) 何人も、次の理由があれば、いつでも所定の方法により、意匠登録の取消を裁判所に申請することができる。

- (a) 意匠登録出願が第 14 条に基づいて権限を有する者により行われなかったこと
 - (b) 意匠登録が申請人又は申請人の主張の元になった者の権利を詐欺にかけてなされていること
 - (c) 当該意匠が第 14 条に基づいて登録できないこと
 - (d) 虚偽の陳述又は表示であつて重要なものであり、かつ、当該陳述又は表示が行われた時点で登録所有者が虚偽であることを知っていたものを、意匠登録出願が含んでいること
 - (e) 意匠登録出願が第 16 条に基づいて拒絶されるべきであつたこと
- (2) 取消申請は、登録所有者に送達され、所定の方法により登録官に提出されなければならない。その後、所定の方法により処理されるものとする。
- (3) 裁判所は、当該登録が取り消されるべきか否かを決定する。

第 32 条 複数の意匠を包含する登録

意匠登録は、1 意匠にのみ付与されるが、複数の意匠を包含するとの理由では、何人も、如何なる手続においても、登録の取消を申請することができない。

第 33 条 所有者は、詐欺を理由とする取消の後、一定の状況において再び意匠を登録することができる

意匠登録が詐欺を理由として取り消される場合、又は詐欺的に取得した登録が放棄され、取り消された場合は、裁判所は、当該意匠の所有者又はその譲受人若しくはその代理人により本法の規定に基づいて行われる請求により、当該意匠の登録が取り消された登録と同一の日付を付して当該人に付与されるよう指示することができる。

第 34 条 登録意匠の自発的権利放棄

- (1) 登録所有者は、いつでも、所定の方法で登録官に通知することにより意匠の放棄を申し出ることができ、かつ、登録官は、登録簿において当該意匠に利害関係を有すると記載された者すべてに当該申出を通知するものとする。
- (2) 利害関係人は、所定の期間内に、意匠の放棄に対する異議を書面により登録官に提出することができる。
- (3) 異議申立がない場合、又は登録所有者及び異議申立人に審問の機会を与えた後に異議申立が裁判所により却下される場合は、登録は、放棄の申出を登録官が受領した日から取り消されたものとみなされ、登録官は、登録の取消を公報で公示し、登録簿に所要の記載を行う。
- (4) 登録意匠を放棄する申出は、当該登録意匠の侵害又は取消に係る手続が裁判所で係属中は検討されないが、当該手続の当事者の同意又は裁判所の許可がある場合はこの限りでない。

第 35 条 侵害に係る訴訟手続

- (1) 意匠の侵害に係る訴訟手続は、登録所有者が提起することができる。

(2) 登録所有者は、かかる手続を提起する前に、登録簿に名称が登録されている当該登録意匠に係るすべての実施権者にこれについて通知しなければならず、かかる実施権者は共同原告として訴訟に参加する権利を有する。ただし、第 21 条に基づく強制ライセンスの場合は、かかる通知は不要である。

(3) 侵害に係る訴訟手続における原告は、次による救済を受けることができる。

(a) 差止命令

(b) 侵害製品又は侵害製品が不可分の一部を構成する物品若しくは製品の引渡し

(c) 損害賠償

(d) 原告の選択により、損害賠償に代えて、当該登録意匠に係る実施権者又は再実施権者により支払われる筈であった相応のロイヤルティに基づいて計算される額

((d)は、1997 年法律第 38 号第 78 条により、代わりの規定として設けられた。)

(4) 本条に基づいて裁定されるべき損害賠償又は相応のロイヤルティの額を決定する目的で、裁判所は、行われるべき調査を指示することができ、かつ、適切と認める調査を実施する手続を定めることができる。

(5) 侵害訴訟手続において、被告は、意匠登録の取消を求めて反訴し、かつ、防御のため、登録が取り消され得る何れかの理由に依拠することができる。

(6) 意匠が登録されていることを当該登録意匠の番号を明らかにせずに表示する者であって、当該番号を知らない他人から書留郵便の書面により当該登録意匠番号を請求されているものは、当該他人による登録意匠の侵害であって前記の表示をしたときから始まり当該他人が当該表示者から書面により当該登録意匠番号を通知された日から 2 月後に終わる期間内に行われたものについて、当該他人に損害賠償を支払わせることはできず、また、当該他人に対する差止命令を取り付けることもできない。

(7) (6)にいう請求を行った者であって、同項にいう期間内に登録意匠又は登録意匠と実質的に差異のない意匠を実施する物品を製造、使用又は処分する目的で資金、時間又は労力を費やしたものは、所定の方法により裁判所に対し、そのように合理的に費やされた資金、時間又は労力に係る補償を申し立てることができ、裁判所は、適切と認める命令を発出することができる。

(8) 所定の期間内に所定の更新料を納付しなかった後でかつ当該納付期間の延長前に行われた登録意匠の侵害に関して訴訟手続が提起された場合、裁判所は、適切と考えるときは、当該侵害に係る損害賠償の裁定を拒絶することができる。

(9) 本法の如何なる規定も、第 20 条(1)にいう行為を行う者を妨害又は抑制する権利を登録所有者に与えるものではない。ただし、このことは、当該行為者がこのような行為を当該意匠の登録日前に開始した場合に限られる。

(10) 意匠が登録された場合、当該意匠の登録日前に第 20 条(1)にいう行為を行う目的で資金、時間又は労力を費やした者であって、その後当該意匠の登録によってかかる行為を行えなくなったものは、費やした資金、時間及び労力に関して登録所有者による補償を所定の方法により裁判所に申請することができる。

(11) 裁判所は、関係する者の審理の後、申請を認めるべきであると考えられる場合は、かかる補償の額を査定し、かつ、かかる補償を支払うべき期間を決定することができる。

(12) (11)に基づいて査定された額は債務又は損害賠償として支払わせることはできないが、裁判所が決定した期間内に支払われない場合は、当該意匠登録は失効する。

第 36 条 非侵害の宣言

(1) 次が証明される場合は、登録所有者又は実施権者により別段の主張がされなかったとしても、何人かによる物品の製造、輸入、使用、処分又は複製も登録意匠の侵害とはならない旨の宣言を、その者と登録所有者との間の訴訟手続において、裁判所がすることができる。

(a) 当該人が、請求された宣言の効果を書面によって確認することを登録所有者又は実施権者に書面により請求し、かつ、登録所有者又は実施権者に当該物品の詳細事項を提示したこと、及び

(b) 当該登録所有者又は実施権者がかかる確認を行わなかったこと

(2) 本条に基づいて行われた宣言に係る訴訟手続におけるすべての当事者の費用は、裁判所が適切と認める方法により裁定される。

第 37 条 侵害に係る訴訟手続をもってする理由のない脅迫に対する救済

(1) ある者が、回状、広告その他により、登録意匠の侵害に係る訴訟手続を提起することをもって他人を脅迫する場合、これにより被害を受ける者は、脅迫する者が登録意匠又は意匠登録出願について権利を有するか否か又は利害関係を有するか否かを問わず、当該脅迫者に対して訴訟手続を提起してかかる脅迫が不当である旨の宣言及びかかる脅迫の継続に対する差止命令を得ることができ、かつ、損害を被った場合は損害賠償を得ることができるが、他方、脅迫する者が、訴訟手続の提起をもってする脅迫の対象となっている行為は、原告が無効であることを証明していない登録意匠の侵害になること又はかかる行為が行われたら侵害になるであろうことを証明する場合はこの限りでない。ただし、不特定の者に宛てた回状、広告又は通信であって、登録所有者が自己の利益を護るために依拠する登録意匠の存在についての通知のみであるものは、それ自体では、侵害訴訟手続をもってする脅迫とはみなされない。

(2) かかる訴訟手続における被告は、当該手続における反訴により、当該脅迫が関係する登録意匠の原告による侵害に係る別個の訴訟手続において受けられるであろう救済を申し立てることができる。

第 38 条 条約国の船舶、航空機及び陸上車両に関する特則

(1) 本条の規定に従うことを条件として、登録所有者の権利は、次の何れによっても侵害されたとみなされない。

(a) 条約国の船舶での船体又は機械、船具、装置その他の付属物における登録意匠の使用で、当該船舶が一時的又は偶然にのみ共和国の領海に入り、かつ、当該意匠が当該船舶の現実的必要性のためにのみ使用される場合、又は

(b) 条約国の航空機、陸上車両又はこれらの付属物の構造又は加工における登録意匠の使用で、当該船舶が一時的又は偶然にのみ共和国に入る場合

(2) 本条の適用上、船舶及び航空機はこれらが登録された国の船舶及び航空機であるとみなされ、陸上車両は、その所有者が通常居住している国の車両であるとみなされる。

第 39 条 登録簿は証拠である

(1) 登録簿において意匠登録の所有者又は出願人として示されている者は、登録簿において

他人に付与されていると示されている権利に従うことを条件として、登録意匠又は意匠登録出願を、これらの所有者として処分する権限を有する。

(2) (1)の規定は、善意の実施権者、購入者、抵当権者又は判決債権者以外の者として、かつ、所有者又は出願人による詐欺の認識なしに、前記の所有者又は出願人と取引する者を保護するものではない。

(3) 第 28 条の適用の場合を除いて、第 7 条に基づいて登録簿に記載がなされていない書類又は証書は、如何なる訴訟手続においても、登録意匠若しくは意匠登録出願又はこれらに存する利益に対する権原を証明する証拠として認められないが、十分な理由が示されたときに裁判所が別段の指示を出す場合はこの限りでない。

(4) 登録簿は、本法により登録簿に記載することを命じられ又は認められた事項の一応の証拠である。

第 40 条 登録官の証明書は一応の証拠である

(1) 登録官が署名したとされる証明書であって、本法により認められる記載が行われたこと若しくは行われなかったことの趣旨のもの、又は本法により認められるその他の事が行われたこと若しくは行われなかったことの趣旨のものは、当該証明書に記載された事項の一応の証拠である。

(2) 写し又は抜粋は、登録簿の記載事項若しくは意匠庁に保管されている書類の写し又は登録簿若しくはかかる書類の抜粋を趣旨とするものであって、登録官が証明し、かつ意匠庁の公印を押してあるとされるものは、更なる証明又は原本の提示なしに、すべての裁判所において証拠として認められる。

(3) 書類又は帳簿にそれが公衆に利用可能になった日付とされるものが付されている場合は、当該日付は、反証がない限り、当該書類又は帳簿が公衆に利用可能になった日であるとみなされる。

第 41 条 有効性の認証

(1) 訴訟手続において意匠登録の有効性が争点となる場合は、当該登録が有効であると判断する裁判所は、その旨を認証することができる。

(2) その後の訴訟手続において当該登録の有効性がある者により攻撃され失敗に終わる場合は、当該人は、裁判所の別段の指示がない限り、他方当事者に対し、当該登録に関する限り、代理人若しくは弁護士と依頼人との間の費用、料金及び経費の全額を支払わなければならない。

第 42 条 裁判所への上訴

(1) 登録官の下での手続の何れの当事者も、当該手続に基づく登録官の命令又は決定に対して裁判所に上訴することができる。

(2) (1)にいう登録官の命令又は決定は、下級裁判官により審理される民事訴訟における下級裁判官の命令又は判決であるとみなす。

第 43 条 条約国についての布告

(1) 大統領は、条約、取決め又は約束を履行する目的で、官報における布告により、布告に

において特定する国又は国家群は、本法の何れかの又はすべての規定の適用上、条約国であると宣言することができる。

(2) (1)の適用上、他の国が国際関係について責任を負うすべての領域は、同項に基づいて宣言を行うことができる国であるとみなす。

第 44 条 保護を求める出願が条約国で行われた意匠登録

(1) 意匠又は類似の権利の登録出願により条約国において保護を求めていた意匠の登録出願は、条約国において保護を求める出願を行った者又はその譲受人が本法の規定に基づいて行うことができる。ただし、条約国における保護を求めて出願を行った日から、又は 2 以上の保護を求める出願を行った場合は最初の出願を行った日から 6 月の満了日の後は本条による出願をすることができない。更に、意匠又は類似の権利について条約国における最初の保護を求める出願を提出した後、同一の意匠又は類似の権利についてその後の出願を当該国において行うとき、その出願時に次の状況があった場合は、当該その後の出願は、当該意匠又は類似の権利について当該国における最初の出願とみなされる。

(a) 先の出願が公衆の閲覧に供されずに取り下げられ、放棄され又は拒絶されていること、及び

(b) かかる先の出願に基づいて優先権が主張されていないこと、及び

(c) かかる先の出願に関連して当該条約国において権利が残存していないこと

((1)は、1997 年の法律第 38 号第 79 条により改正された。)

(2) 取り下げられ、放棄され又は拒絶された出願は、その後の出願が行われた後、本条に基づく優先権の主張の裏付けにはならない。

(3) 本条に基づいて行われた出願に基づき登録された意匠は、当該出願の日現在で、2 以上の保護を求める出願が行われている場合は最初の出願の日現在で、又は場合に応じて最初の出願とみなされる出願の日現在で登録するものとする。ただし、本条に基づく意匠の登録証が交付される日の前に犯された侵害に関して訴訟手続を提起してはならない。

(4) ある者が、

(a) 2 以上の条約国の間で存続する条約の規定によればこれらの条約国の何れか 1 国において適正に行われる出願と同等である出願、又は

(b) 何れかの条約国の法令によれば当該条約国において適正に行われる出願と同等である出願により、

意匠の保護を求める出願をした場合は、当該人は、本条の適用上、当該条約国で出願したものとみなされる。

第 45 条 一定の場合における出願期間の延長

(1) 大臣は、本条に基づいて設けられる規定と実質的に同等の規定が何れかの条約国の法律に基づいて設けられているか又は設けられるであろうと判断するときは、官報における通知により、第 44 条(1)の第 1 のただし書に定める期間が所定の期間内に満了する場合に、当該国で求められた保護の対象である意匠の登録のために第 44 条(1)に基づいて出願を行う期間を延長する権限を登録官に付与する規則を設けることができる。

(2) 本条に基づいて設けられる規則は、

(a) 共和国政府と条約国の政府との間で情報又は物品の供給又は相互交換に係る協定又は取

決めが締結された場合、一般的に又は規則に定める何れかの事例において、当該意匠が当該協定又は取決めに基づいて通知されたのでない限り、期間延長は本条に基づいて認められない旨規定することができ、

(b) 一般的に又は規則に定める何れかの事例において、本条に基づいて認められる延長期間の上限を定めることができ、

(c) 本条に基づいて行われる出願に関連して特別の手續を定め又は認めることができ、

(d) 本条に基づいて行われる出願との関連で、規則に基づいて課されることがある条件に従うことを前提として、本法の先の規定に基づいて制限される何れかの行為を行う期間を延長する権限を登録官に付与することができ、

(e) 本条に基づいて行われる出願に基づき登録により与えられる権利が、規則に基づいて定められる制限又は条件に従うべく、特に、(a)にいう協定又は取決めに基づいて行われる通知の結果としてではなく、かつ、当該出願の日又は規則により認められるそれより後の日の前に意匠を用いた物品を輸入若しくは製造したか又は当該意匠登録出願を行った者を保護するための制限及び条件に従うべく規定することができる。

第 46 条 大臣は一定の状況の下で意匠の秘密を守ることを要求することができる

(1) 大臣は、国益のためにある意匠に関する出願その他の書類の秘密を守るべきであると考えるときは、当該意匠の秘密を守ることを登録官に命じ、その旨を出願人に通知することができる。

(2) 本条に基づいて大臣が発出した命令が撤回された場合は、当該命令の対象であった出願に関連して当該命令の日に先立って本法に基づいてとられた措置であって当該命令の結果として中断されたものは、中断がなかったものとして取り進めることができ、かつ、当該命令が登録官に出された日と命令撤回の日との間に経過した期間は、本法に基づいて定められる期間の計算に当たって考慮に入れないものとする。

(3) (1)に基づく命令に基づき意匠が秘密にされたために当該意匠の所有者が損失又は損害を被った場合は、大臣は、合意される相応の補償額、又は合意がなされないときは仲裁により若しくは当事者が合意するときは裁判所により決定される相応の補償額を当該所有者に支払わなければならない。

第 47 条 登録簿への虚偽の記載、又は虚偽の記載若しくは写しの作成、提出若しくは提供に対する罰則

(a) 登録簿に虚偽の記載を行い又は行わせる者、

(b) 登録簿への記載の写しであると偽って称する書面を作成し又は作成させる者、又は

(c) 虚偽と知りつつこれらの記載若しくは写しを証拠として提出若しくは提供し又は提出若しくは提供させる者は、

違法行為の責めを負い、有罪決定があった場合、罰金又は1年以下の禁固を科される。

第 48 条 登録官又は職員を欺き又はこれに影響を及ぼす目的での虚偽の陳述に対する罰則

(a) 本法の規定の執行において登録官又は職員を欺く目的で、又は

(b) 本法又はこれに基づく事項に関連して、何れかの事柄を、実行し若しくは実行しないようにする目的で又はこれに影響を及ぼす目的で、

虚偽の陳述又は表示を虚偽と知りつつ行う者は、違法行為の責めを負い、有罪決定があった場合、罰金又は1年以下の禁固を科される。

第49条 一定の虚偽の表示に対する罰則

(1)(a) ある物品について登録意匠があるとの虚偽の表示を行う者、又は
(b) ある物品が意匠登録出願の対象である旨を、かかる出願が行われていないこと又は当該物品について行われた出願が拒絶され若しくは取り下げられ若しくは失効したことを知りつつ表示する者は、

違法行為の責めを負い、有罪決定があった場合、罰金又は1年以下の禁固を科される。

(2) 「意匠」若しくは「登録意匠」の語、又は

(a) 当該物品について登録意匠があること、又は

(b) 当該物品が意匠登録出願の対象であること、

を表現若しくは意味するその他の語が押印され、彫り込まれ、刻印され若しくはその他の方法で用いられている物品、又はそのように表現し若しくはそのように意味する方法で標識が用いられている物品を何人かが処分する場合、当該人は、本条の適用上、当該物品について登録意匠があること又は当該物品が意匠登録出願の対象であることを表示するものとみなされる。

(3) (2)の規定は、通常取引の過程において善意で物品を処分する者には適用されない。ただし、当該人は、求められた場合、当該物品を入手した相手方の身元を開示しなければならない。

(4) (1)(a)又は(b)にいう表示により損害を被ったと考える者は、当該表示の継続に対する差止命令を裁判所に申請することができる。

第50条 書類の郵送

本法に基づいて、意匠庁において又は登録官その他の者に対して提出、作成又は提供することを認められ又は求められる出願、通知その他の書類は、手交又は郵送することができる。

第51条 送達宛先

(1) 出願人又はその他の関係する者は、本法に基づいて提出又は提供することを認められ又は求められる出願、通知その他の書類とともに、所定の方法により、送達宛先として共和国内の宛先(住所)を提供しなければならない。当該宛先は、本法の適用上、当該出願人又はその他の者の宛先であるとみなされ、かかる出願、通知その他の書類に関するすべての書類は、このような送達宛先に届け又は送付することにより送達することができる。

(2) 送達宛先は、所定の方法による通知をもって変更することができる。

第52条 期間の計算

(1) 本法に基づいて、ある行為の実行から始まるものとして期間が定められる場合、当該期間は、当該行為を実行した次の日から始まるものとして計算する。

(2) 本法に基づいて、ある行為を行うことができ若しくは行うことを義務付けられる最終日又はある書類を提出することができる若しくは提出することを義務付けられる最終日が意匠庁の非就業日に当たる場合は、当該行為は意匠庁の次の就業日に行い、また、当該書類は意匠

庁の次の就業日に提出することができる。

第 53 条 手続における不備の容赦又は訂正

登録官又は裁判所は、自己の下の手続における不備の容赦又は訂正を認めることができる。ただし、かかる容赦又は訂正が何人の利益をも損なわないことを条件とする。

第 54 条 規則

大臣は、次の規則、すなわち、

- (a) 財務大臣の同意を得て、手数料の納付を伴う事項及びかかる手数料の料金表を定める規則、
 - (b) 登録官又は裁判所の下での手続に関連する費用について賦課することが認められる手数料の料金表を定める規則、
 - (c) 登録官又は裁判所の下での手続における手順を定める規則、
 - (d) 登録官の下での手続に関連して本法に基づいて送達を要する通知その他の書類の送達について定める規則、
 - (e) 意匠庁の記録の維持保管、当該庁から当該記録を離して他の場所に保管すること並びにこれらの記録を廃棄することができる状況を含む意匠庁の運営及び管理について規定する規則、
 - (f) 本法において規定する出願、通知又は様式の内容を定める規則、
 - (g) 本法に基づいて規則により定めることが要求され又は認められているその他の事項に関する規則、及び
- 一般に、本法の目的を達成するために定めることが必要又は適切と大臣が認める事項に関する規則を定めることができる。

第 55 条 法律の廃止

- (1) 1867 年(訳注:1967 年の誤りと思われる。)意匠法(1967 年法律第 57 号)を廃止する。
- (2) 廃止法に基づいて発出された宣言で、何れかの国が条約国であることを宣言するもの及び同法に基づいて設けられた規則は、本法に基づいて発出される宣言又は設けられる規則により廃止又は改正されるまでは、引き続き適用される。

第 56 条 略称及び施行

本法は、1993 年意匠法と称し、官報における宣言により大統領が定める日から施行する。